関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
まち むら	公立図書館施設整備事業	県 市　町　村	図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存し、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する。
まち むら	公民館等施設整備事業	市　町　村	市町村、その他の一定の区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業活動を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。
まち むら	公立視聴覚センター施設整備事業	市　町　村	視聴覚教育に関する機材・教材の収集、展示および提供、教材製作、研修、情報提供等の事業を総合的に行う施設を整備する事業

まち、むらのゾーン

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
	児童公園	市　町　村	もっぱら児童の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1カ所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	市　町　村	主として近隣に移住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣区当たり1カ所を誘致距離500mの範囲内で1カ所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	県 市　町　村	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1カ所当たり面積4haを標準として配置する。また、都市計画区域外の地域の生活環境の向上を図ることを目的として設けられる公園(特定地区公園)で地域の状況に応じ1カ所当たり面積概ね4ha以上として配置する。
	総合公園	県 市　町　村	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	県 市　町　村	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
山、水	風致公園	市　町　村	主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。
	動植物公園	市　町　村	動植物、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じ適切に配置する。
歴史	歴史公園	市　町　村	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で、文化財の立地に応じ適宜配置する。
山	墓園	市　町　村	その面積の2/3以上を園地等とする景観の良好な、かつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。
	その他の特殊公園	市　町　村	児童の交通知識および交通道徳を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適切配置する。
山、水	広域公園	県 市　町　村	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1カ所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
山、水	レクリエーション都市	県 市　町　村	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模都市公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全面積1,000ha、うち都市計画公園500haを標準として配置する。
	緩衝緑地	県 市　町　村	大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置において公害、災害の状況に応じ配置する。

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
図書館	国　面積区分による定額	生涯学習課	61年度　坂井町 62年度　芦原町
公民館　建築面積　330㎡以上	国　面積区分による定額 県　定額	生涯学習課	62年度　福井市和田、酒生地区 鯖江市新横江地区 金津町井伊地区 63年度　福井市岡保地区
建物面積は原則として　1,650㎡以上	国　面積区分による定額 県　定額	生涯学習課	

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	61年度　4カ所、62年度　7カ所 63年度　5カ所 元年度　武生市、大野市、勝山市 鯖江市、三国町、今立町
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	61年度　5カ所、62年度　5カ所 63年度　福井市、武生市、大野市 元年度　同上
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	61年度　2カ所、62年度　3カ所 63年度　福井市～三国町、武生市 織田町 元年度　福井市～三国町、武生市 織田町、清水町
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	福井市2カ所、武生市、小浜市、鯖江市
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	63年度　敦賀市、三国町 元年度　敦賀市、武生市
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地　国　1/3 施設　国　1/2	都市計画課	福井市～三国町 (52年度～59年度)

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
	都市緑地	市・町・村	主として都市の自然的環境の保全および改造ならびに都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1カ所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。(都市計画決定を行わずに借地により整備し、都市公園として設置するものを含む。)
	緑道	市・町・村	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性および快適性の確保を図ることを目的として、近隣住区内または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯および歩行者路または自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
	広場公園 (タウンスクウェア等)	市・町・村	都市の商業・業務地域等商業系用途地区内において、歩行者の多い道路の沿道、駅前、中高層ビル街の一角等に設置し、歩行者に休息と語らいの空間を提供し、まちなみ景観の向上、都市環境の改善に資する。
	タウンズファーム (分区園緑地)	市・町・村	概ね0.5ha以上の主として市街化区域内の農地を借地し、主な施設として分区園を備えた都市公園を整備する。
山	公開緑地	市・町・村	都市計画区域内の山林、農地、宅地等で、遊休となっている私的空閑地を賃貸借契約により、都市公園として整備する。 (ただし、計画決定を前提とせず。)
	緑の相談所 (都市緑化植物園)	国 県	都市住民の緑化意識の高揚、植栽知識の普及等を図り、都市緑化の推進に資するため、教材園、苗畑、花壇、植栽指導所、資料閲覧所等を設ける。
山	緑地保全事業	県	都市域に残されている貴重な緑地を適正に保存するため緑のマスタープラン等に基づき緑地保全地区を指定し、緑地保全上、支障を及ぼす行為を規制するとともに、土地の買取り要望が出された場合、土地買入れに国庫補助を行う。
	カルチャーパーク	県 市・町・村	都市における文化・スポーツ、その他の多様な活動のための各種の公園施設を総合的に整備し、あわせて地域の文化・スポーツ活動の拠点となる多目的な機能を有する体育館(多目的体育館)を整備する。
	特定地区公園 (カントリーパーク)	町・村	定住圏構想の推進に資するとともに、都市計画区域外の農山漁村における生活環境の改善を図るため、スポーツ、文化、コミュニティ活動の拠点となる特定地区公園の整備を図る。
	クラフトパーク	県 市・町・村	地域住民が、レクリエーション活動を通じて、郷土の地場産業とふれあえる場を提供するための施策として、緑豊かな広々とした環境の中で、地場産業や伝統的な産業に係る工芸品を、市民がその個性や能力に応じて自由に制作することのできるような、地域の伝統的または固有な産品の展示や制作のための施設等を有する都市公園として整備を推進するものである。このような施設を利用しての創造的体験や文化活動を通じて、市民の郷土文化に対する意識の高揚と、文化活動を媒介とした、より多面的な地域コミュニティの形成、個性ある地場産業・伝統産業の振興等を図るものである。
	ふれあい公園	県 市・町・村	高齢者人口の増大に対応し、高齢者と子供が共に楽しめるように施設の種類、規模等に配慮した都市公園の整備を推進する。 ①高齢者のゲートボールのほか、青少年のバレーボールや体操、子供の簡単な球技(ミニサッカー、三角ベースボールなど)を行うことのできる多目的広場(標準面積2,000㎡)を配置する。 ②子供の遊び場は、ぶらんこ、すべり台、砂場のほか、木製遊具など子供の活動に合わせた魅力ある施設を配置する。 ③中高齢者の休養や日光浴のために、ベンチなどを備えた休養コーナーを配置する。 ④植栽は、中高木と低木の組み合わせによる豊かな植栽を行い、花木などの活用を図るとともに、休養コーナーなどには、鑑賞用の花壇を配置し花と緑にあふれた公園とする。
	学校環境緑化推進事業	市・町・村 (一部事務組合を含む)	大気汚染地域および市街地域の公立義務教育諸学校の児童生徒に対して、豊かな人間性を養うとともに健康の強化増進を図る。

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地 国 1/3 施設 国 1/2	都市計画課	福井市、勝山市
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地 国 1/3 施設 国 1/2	都市計画課	福井市
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	用地 国 1/3 施設 国 1/2	都市計画課	
分区園部分を除く園路、広場、植栽、ベンチ等を備える園地の施設整備	国 1/2	都市計画課	
都市公園法施行令第25条に掲げる施設	国 1/2	都市計画課	
都市緑化植物園に設置すべき公園施設	用地 国 1/3 施設 国 1/2	都市計画課	丸岡町 (52年度～59年度)
土地の買入れ、損失補償等	国 1/3	都市計画課	
都市公園法施行令第25条に掲げる施設 多目的体育館	用地 国 1/3 施設 国 1/2	都市計画課	福井市
都市計画区域外の町村における地域住民のスポーツ文化活動面での都市施設に対するニーズに対応した公園整備	用地 国 1/3 施設 国 1/2	都市計画課	
都市基幹公園、大規模公園において、地場産業関連施設として、工芸作品の制作過程が学べる施設、自分の手で工芸品を作るという創作活動が体験できる施設、工芸品を購入する・飲食するなどの形で楽しめる施設の導入	用地 国 1/3 施設 国 1/2	都市計画課	宮崎村
左記の内容を持った公園	用地 国 1/3 施設 国 1/2	都市計画課	63年度～鯖江市
校庭等に学校環境保全林造成のため植樹または芝植えを行う事業	国 1/3内の定額	教．総務課	事例多数

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
	宝くじ緑化事業 (県営事業)	県	県有地等に緑地を造成し、地域緑化の推進ならびに緑化思想の普及・啓発を図る。
山	環境緑化推進事業	(社)福井県緑化推進委員会	緑化思想の普及・啓発を図るため「緑の県づくり」を目指して各種緑化事業を推進していく。
山、水	公立青年の家施設整備事業	県 市町村 一部事務組合	青年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を通じて、規律、共同、友愛、奉仕の精神を涵養し、心身ともに健全な青年の育成を図る。
山、水	公立少年自然の家施設整備事業	県 市町村 一部事務組合	少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を通じて、規律、共同、友愛、奉仕の精神を涵養し、心身ともに健全な少年の育成を図る。
山、水	集団宿泊教育共同利用施設整備事業	市町村 一部事務組合	豊かな自然環境の下で、集団宿泊生活を伴う学校教育活動を推進するうえに必要な施設の整備を図り、もって児童生徒の健全育成に資する。
山、水	自然教室推進事業	市町村 学校法人	豊かな自然環境の中での規律ある集団宿泊生活を通じて、人間的な触れ合いを深め、また、自然との触れ合いや地域社会への理解を深めることによって、通常の学校生活では得がたい体験を与え、もって児童生徒の心身ともに調和のとれた健全な育成を図る。
山、水	青少年地域活動 (ふるさと運動、仲間づくり奉仕活動)	市町村	地域住民の新しい連帯をつくり、学習への参加を促進する。
山、水	野外活動施設A	県 市町村	主として、幼、少、青年の利用を目的として、野外での健全な活動を通じて、筋力、敏捷性、柔軟性等の運動能力を中心とした基礎体力の向上と地域スポーツの普及振興を図る。
	公立学校屋外教育環境整備事業	県 市町村等	たくましい心豊かな児童生徒を育成するため、学校の屋外空間を効果的に活用し、運動広場等の施設およびこれに付帯する屋外教育のための環境整備事業に対し補助する。

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
緑化宝くじの収益金を財源とする緑化事業で、県民が広く参加しうる緑化運動が地域の実情に即して展開されるよう県有地等に中核的緑地を造成する。	県 10/10	財政課 林政課 教.総務課	事例多数
県民緑化推進事業…生活環境の改善を図るため街頭で一般市民を対象に緑化苗木を無料で配布し、環境の緑化の大切さと緑木樹木知識の普及に努め緑化思想の拡大を推進する。 公共施設緑化苗木交付事業…県下の公共施設の中で緑木樹木の充実していない施設を対象に無料で苗木を配布するとともに苗木の管理指導を行う。 福井県緑化大会…4月29日「みどりの日」に福井県と開催市町村との共催により緑化大会を開催し緑の資源の重要性を訴える。 緑化意識高揚ポスター募集事業…緑豊かな郷土を築くため、時代を担う青少年(小・中・高校生)を対象にポスターを募集する。 緑の少年隊活動推進事業…緑豊かな野山において森林、樹木、野鳥等に親しみながら自然の摂理や大切さを学ぶことを通じて、緑化活動の意義を理解し、団体旅行によるレクリエーション活動や奉仕活動により健康で明るい社会人に育てる緑の少年隊の活動の一部を助成する。	県 1/2以内	林政課	
自然環境に恵まれた場所における青年教育施設の整備(建物面積は概ね1,000㎡以上、宿泊定員は概ね100人以上であること)	国 面積区分による定額	生涯学習課	61年度 三方(研修棟) 62年度 芦原(体育館) 63年度 芦原(研修棟)
自然環境に恵まれた場所における少年教育施設の整備(建物面積は原則として2,000㎡以上、宿泊定員は概ね200人以上であること)	国 面積区分による定額	生涯学習課	
過疎地において、学校の統廃合により廃校となった校舎等を集団宿泊施設として転用し、地域内外の小中学校が行う自然教室推進事業等の集団宿泊教育に利用する施設の設置	国 1/2	教.総務課	
小中学校の児童生徒を豊かな自然環境に移動させ、一定期間規律ある集団宿泊生活を通じて学校教育活動を行う自然教室推進事業を実施するために必要な経費	国 1/3	指導課	63年度 美山町、春江町、坂井町、今立町 河野村、越前町、名田庄村、高浜町 元年度 小浜市、勝山市、永平寺町 三国町、金津町、南条町
青少年の郷土理解や仲間づくりならびに奉仕精神の涵養を図るために行う地域の伝統を継承する活動、地域の豊かな生活環境を醸成する活動、野外活動・体育・文化等の活動および奉仕活動を行う事業	国 1/2	生涯学習課	
野外活動を行うための施設…管理棟、芝生広場、野外調理所、営火場、ランニングコース、ハイキングコース、サイクリングコース、基礎体力づくり遊具(冒険遊具)、テントサイト、案内板等	国 各施設ごとの補助金の合計額	保健体育課	63年度 美山町
屋外運動広場…木登りの森、すもうの広場、どろんこの池、冒険の丘、アスレチックコース、マラソンコース、花のトンネル、プレイコート 屋外集会施設…屋外ステージ、語らいの広場、炊さん場、ふれあいの小径	国 1/3	教.総務課	61年度 福井市社中学校 62年度 鯖江市進徳小学校 63年度 美山町下宇坂小学校

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
	都市景観形成モデル事業	市町村	良好な都市景観の保全と形成を図るため、景観形成上重要な地区をモデル地区として指定し、都市景観形成のための計画を策定して、当該計画に基づく事業の一環として街路事業および公園事業等を重点的に実施するとともに、民間の協力によりモデル地区内の都市景観の向上を図る。
	住宅街区整備事業	県 市町村	大都市地域において、良好な住宅市街地の整備と良質な共同住宅の供給の促進を図ることを目的とする事業で、公園道路等の公共施設の整備と中高層共同住宅の建設を一体的かつ同時に行うものである。
	土地区画整理事業	県 市町村 組合 個人等	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために行う土地の区画形質の変更および公共施設の新設または変更に関する事業である。
	優良再開発建築物整備促進事業	民間事業者	市街地の環境の整備改善に資する良好な建築物の整備を図るとともに、併せて良好な市街地住宅の供給の促進を図ることを目的とする。
	市街地再開発事業 (第1種事業)	個人・組合 市町村 住宅・都市整備公団 地方住宅供給公社	市街地内の都市機能が低下していることなどが認められる区域において、建築物および建築敷地の整備ならびに公共施設の整備等を行うことにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図る。
	地区住環境総合整備事業	市町村	住宅が密集していること、生活道路等地区施設が未整備であることなどにより、住環境が劣っていると認められる住宅地区における住環境整備組合による住環境の整備と改善。
	地域関連施設整備	県 市町村	公営住宅および地域特別賃貸住宅A型(以下「公営住宅等」という。)の機能上不可欠であり、位置、配置等について周辺地域との関連を考慮して整備する必要がある施設または当該公営住宅等の立地に伴い周辺地域の従前の機能に著しい変化を与えるおそれがある場合において、それを防止または修復するために必要がある施設を公営住宅建設事業主体が整備する。
	地域住宅計画 (HOPE計画)	市町村	市町村が主体となり、自然、伝統、文化、産業など地域の持つ特性を踏まえた、質の高い居住空間、地域の発意と創意による住まいづくり、住宅文化、住宅生産等の広範な政策の総合的展開を推進することを目的とする。 ①市町村による地域住宅計画策定(補助率1/4) ②住宅フェア、シンポジウム、住宅関連事業者の研究会等実施 ③住宅施策の活用(公営住宅、住宅宅地関連公共施設整備促進事業、住宅金融公庫融資(地域住宅計画関係の割増制度))等

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
街路事業…カラー舗装、街灯、植栽等の道路施設 公園事業…都市基幹公園、住区基幹公園、都市緑地、広場公園、タウンスクウェア、緑道等都市公園の新設または改設	国　街路事業の例による 国　用地　1/3 施設　1/2	都市計画課	元年度　福井市
都市施設として計画決定した広場または街路で、計画幅員が8ｍ以上のものの整備、事業計画の作成、生活基盤の整備に要する費用等	国　1/3	建築住宅課	
都市計画道路、区画道路、特殊道路の築造、公園、緑地、河川、水路の整備 宅地の整正 建物その他の工作物の移転等	公共団体施行 国　5.5/10 組合施行 一種　国　5.5/10 県　41/180 二種　国　3/6 県　1/6	都市計画課	63年4月現在 公共　16カ所 組合　10カ所 個人等　2カ所
人口5万人以上の都市 1　調査設計計画 2　土地整備 3　共同施設整備	国　1/3 地方公共団体　1/3 事業施行者　1/3	建築住宅課	

		国	県	市	事業施行者
1	市街地再開発等調査	1/3	1/3	1/3	—
2	調査設計計画		1/6	1/6	1/3
3	土地整備				
4	共同施設整備				
5	公共施設整備	5.25/10		18.5/60	—

建築住宅課

福井市御屋形地区
福井市三の丸地区
武生市蓬莱地区
小浜市白鬚地区
鯖江市寺町地区

○地区施設造成事業 ・事業計画作成費 現況・物件調査、事業計画作成にかかる経費 ・地区施設造成費 生活道路の舗装、ポケットパークの整備・植栽、ストリートファニチャーの設置等にかかる経費 ○地区施設整備事業 門・塀・樹木等の移設、地区施設用地部分の分筆・登記、共同建替等を行った場合の調査設計計画・土地整備・共同施設整備に要する経費	国　1/2	建築住宅課	
集会室、給水施設、排水処理施設、道路、幼児遊園、生活相談・団らん室、生涯学習センター (適用期限) 昭和60年～平成3年	国　1/2または2/3	建築住宅課	元年度　県営住宅および福井市営住宅上野団地建替に伴う集会場の建設
1　地域住宅計画策定費(1年間) 補助対象限度額　1,000千円 2　地域住宅計画推進費(3年間) 補助対象限度額　2,000千円	国　1/4 県　1/4	建築住宅課	大野市 60年度　計画策定 61～63年度　事業推進 丸岡町 元年度　計画策定 2～4年度　事業推進

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
	街なみ整備促進事業	市町村	小公園等地区施設が不足していること、住宅等が良好な美観を有していないことなどにより、住環境の改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成のため、地区施設の整備、住宅の建設等により住環境の整備改善を図る。
	コミュニティ住環境整備事業	市町村 住宅・都市整備公団 地方住宅供給公社	住宅の密度、不良住宅の集合、小規模な敷地の連たん、公共施設の著しい不足等により住環境の劣っている地区の住宅事情の改善と環境の整備を行う。
	屋根融雪化促進事業	県 市町村	屋根融雪設備の普及を図ることにより、住宅の克雪化をより促進し、冬場における「雪おろし」の負担を軽減し、雪国においても安定した住生活ができるようにすることを目的とする。
	歩行者専用道	県 市町村	都市におけるモータリゼーションの進展に伴う交通事故、交通公害等から歩行者や自転車の安全を図るとともに、市民の生活環境の改善に資するために、安全、快適な歩行者空間のネットワークを形成するよう計画、設置する。
	シンボルロード整備事業	県 市町村	都市や地方の顔となる地域社会の象徴(シンボル)として、メインストリート的街路道路の整備を行うことにより、うるおい豊かなまちづくりを推進することを目的とする。 ①整備計画の作成 歩車共存、歩行者空間の重視、まちなみの形成に留意 ②事業の実施 街路道路整備、建築物、広告の規制等
	雪に強いまち(スノートピア)づくり街路事業	県 市町村	豪雪時における都市機能の確保を目的とした雪に強い町(スノートピア)づくりを進めるために積雪、排雪に配慮して、体系的街路整備、流雪溝、消雪パイプの整備を行い、豪雪地帯の振興に資することを目的とする。 ①整備計画の策定 除排雪の方針、交通規制等の基本方針と事業計画 ②事業の実施 街路事業(流雪溝、消雪パイプ等を含む) 関連事業(地下埋設、アーケード、冬期駐車場等)
	コミュニティ道路	道路管理者	都市部等の生活道路について、歩道の幅員を広くとったり、車道部分をジグザグにするなどにより、通過交通を抑制し、進入した自動車が低速でしか走行できないような歩車道構成を有する歩行者優先道路として整備する。
	自転車歩行者専用道路	道路管理者	道路改築事業および交通安全事業により、車道と分離した専ら自転車および歩行者の通行の用に供するため道路整備を行う。
	大規模自転車道整備事業	県	自転車が安全に通行することができる自転車道を整備することにより、交通事故の防止と交通の円滑化を図るとともに、自転車の利用による県民の心身の健全な発展を促す。

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
①整備方針、策定等に対する補助 現況調査、物件等調査、方針策定 ②事業計画策定に対する補助 ③地区施設の整備に対する補助 小公園、通路等に対する施設整備費、用地取得費 ④住宅の建て替え等に対する助成 街づくり協定に基づく住宅の建て替え等に対し、住宅金融公庫の割増融資	①~③について 国 1/2	建築住宅課	
・不良住宅買収除去費 ・コミュニティ住宅建設費 ・コミュニティ住宅用地取得造成費 ・仮設住宅等設置費 ・分譲コミュニティ住宅共同施設整備費等 ・共同建替等共同施設整備費等 ・共同化促進費 ・公共施設等整備費(用地取得費含む)	国 2/3、1/2または1/3	建築住宅課	
1 対象者 年間取得金額の合計が800万円以下の者 2 対象経費 持家に屋根融雪装置を設置するのに要する費用	・市町村 対象経費の1/3(限度額60万円)を設置者に補助 ・県 市町村が補助する額の2/3(限度額40万円)を市町村に補助	建築住宅課	元年度 23市町村、349戸
都市計画道路	国 1/2または5 5/10	都市計画課	福井市 青空通り、公園通り 武生市 高瀬月見線、国高歩線
街路道路の整備等 歩道の拡幅、並木植栽、無電柱化、中央分離帯の整備、照明灯のデザイン化、バスベイの整備、ポケットスペースの整備等	国 1/2または5.5/10 国 5.25/10	道路建設課 都市計画課	福井駅前線
街路事業 豪雪地帯特別措置法に基づく豪雪地帯の都市	国 1/2~5.25/10	都市計画課	58年度 大野市 59年度 勝山市
歩道、樹木、交通安全施設等	国 1/2 ただし、通学路である市町村道 国 5.5/10	道路建設課	
自転車および歩行者が150人台／日以上の道路で、歩道幅員2.0~3.5m 以上の道路	国 1/2	道路維持課	
自転車専用道路、自転車歩行者専用道路(自然公園、レクリエーション施設等を結ぶ20km以上の大規模な自転車道) [地] 2 市町村以上を通過し、延長20km以上	国 1/2	道路維持課	永平寺自転車道 50~54年度 若狭自転車道 55年度~